

公益社団法人北海道交通安全推進委員会嘱託職員就業規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第53条第5項の規程に基づき、同事務局組織規程第3条第1項第7号に定める嘱託職員の就業に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任用対象者)

第2条 任用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 北海道又は市町村等において、原則として勤続年数が25年以上あり、かつ、定年退職した者又は定年退職日前に退職した者で、勤続年数が25年以上あり、かつ勤務から離れて5年以内の者
- (2) 民間企業等において勤続年数が原則25年以上あり、かつ、本委員会が必要とする専門的知識を有する者

(任 用)

第3条 任用は、職員の勤務経歴や実績等に基づき選考するものとする。

(任 期)

第4条 任期は、4月1日から翌年の3月31日の1年間を基本とする。ただし、5年を上限に任期を更新できることとし、原則として年齢65歳を超えて任用しない。

(任用の職名)

第5条 職名は、専門員とする。

(給料及び諸手当)

第6条 給料は、北海道職員の給与に関する条例に準じることとし、原則、行政職給料表2級の「職員の区分」が再任用職員の給料月額とする。

- 2 諸手当は、原則、通勤手当のみを支給することとし、業務の運営上、特に時間外勤務又は休日勤務をする必要がある場合は、北海道職員の給与に関する条例に準じて支給する。
- 3 職員の昇任及び昇給は行わない。

(給与の支給方法)

第7条 給与の支給方法は、本委員会職員給与及び退職手当支給規程の定めるところによる。

(希望退職)

第8条 職員が退職しようとするときは、退職を希望する期日の1ヶ月前までに会長に届出なければならない。

(退職手当)

第9条 職員の退職手当は支給しない。

(社会保険)

第10条 職員の社会保険適用については、健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(健康管理)

第11条 職員の健康管理については、常勤職員に準じて実施する。

(災害補償)

第12条 職員の業務上の負傷又は疾病に対する災害補償は、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

(任用条件の明示)

第13条 会長は、嘱託職員を採用しようとするときは、あらかじめ任用期間、従事させる職務の内容、勤務時間、服務、給与及び給与の支払い方法等任用条件を明示しなければならない。

(就業規程の準用)

第14条 この規程に定めのない事項については、常勤職員就業規程を準用する。

(会長への委任)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月2日から施行する。